

中野区在住の保護者の皆様へ

保育料の無償化について

日頃より、中野区の子ども子育て事業にご理解ご協力を頂きありがとうございます。
2020年4月以降の保育料について、下記の通りお知らせ致します。

記

【本体保育料について】

3歳児クラスから5歳児クラスのお子様の保育料は無料です。

保育料決定通知書は、お送り致しませんのでご了承ください。

また、無償化対象の3・4歳児クラスの方は、来年度以降の保育料も無料となるため、本体保育料に関するお知らせは今回のみとさせていただきます。

※無償化に伴う申請等の手続きを別途していただく必要はありません。

【延長保育料について】

これまで通りご負担いただきます。

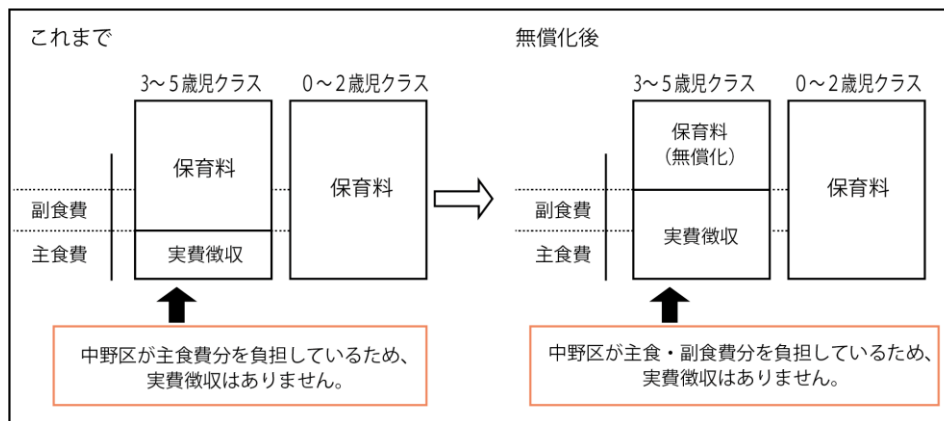
区立保育園で延長保育を利用される方については別途保育料決定通知を送付致します。

私立保育園で延長保育を利用される方については、各施設で決定しています。詳しくは各施設長にお問い合わせください。

【その他費用について】

実費として徴収されている費用（行事費等）は、これまで通りご負担いただく場合があります。

給食費については、区が負担しています。詳細は下図の通りです。



【新型コロナウイルス感染対策による在宅保育にかかる保育料の軽減措置について】

・令和2年3月2日～4月30日に新型コロナウイルス感染予防等による在宅保育に協力いただいた世帯の月額保育料を軽減（日割り）

します。（延長保育料は、軽減措置の対象外です。）

- ・保育料軽減対象の方についても一度通常通り保育料を満額お支払いいただきます。
- ・令和2年3月分の保育料との差額は令和2年5月以降に還付を予定しております。
- ・対象の方には別途通知致します。

以上

【担当】 中野区子ども教育部保育園・幼稚園課保育システム係TEL：03-3228-3259